

第117号議案

長岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 の一部改正について

長岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年長岡市条例第2号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年12月19日提出

長岡市長 中小路 健 吾

（提案理由）

国の人事院勧告に準じた職員給与の変更を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年長岡京市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 【略】</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3、第15条の4第2項、第15条の7第2項並びに第15条の8第1項及び第2項の規定の適用については、給与条例第15条の3中「職員」とあるのは「職員及び長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年長岡京市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と</u>、給与条例第15条の7第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、給与条例第15条の8第1項及び第2項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 【略】</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3、第15条の4第2項、第15条の7第2項並びに第15条の8第1項及び第2項の規定の適用については、給与条例第15条の3中「職員」とあるのは「職員及び長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年長岡京市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第15条の7第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、給与条例第15条の8第1項及び第2項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	405,000円
2	455,000円
3	508,000円
4	574,000円
5	655,000円
6	765,000円

第2条 長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 【略】</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3、第15条の4第2項、第15条の7第2項並びに第15条の8第1項及び第2項の規定の適用については、給与条例第15条の3中「職員」とあるのは「職員及び長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年長岡京市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第15条の7第2項中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」と、給与条例第15条の8第1項及び第2項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 【略】</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3、第15条の4第2項、第15条の7第2項並びに第15条の8第1項及び第2項の規定の適用については、給与条例第15条の3中「職員」とあるのは「職員及び長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年長岡京市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第15条の7第2項中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」と、給与条例第15条の8第1項及び第2項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び長岡京市一般職の任期付職員の採</p>

改正後	改正前
	用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の長岡京市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。